

EU 制裁停止によるミャンマー縫製産業の復活は限定的か

EU がミャンマーに対する制裁を停止し、輸出の復活でミャンマーの縫製業復活が期待されている。一方、米国の制裁解除には時間がかかりそうなこと、インフラ整備などの課題も多いことから、慎重な見方もある。

1. EU の制裁停止

欧州連合（EU）は 4 月 23 日、外相理事会を開き、ミャンマーの民主化の取り組みを評価し、同国に科している制裁のうち武器禁輸を除く全ての措置を 1 年間停止することを決定した。

EU は 1990 年代後半から段階的にミャンマーに対し制裁を科してきた。ミャンマー政府関係者などの渡航禁止、政府関連企業約 800 社の資産凍結、林業・鉱山・レアメタル分野等への投資禁止などだが、今後 1 年間、そうした措置を停止する。今回の制裁の停止は、石油や天然ガス、林業、観光など有望視される分野において、欧州企業のミャンマー進出を加速させる狙いもある。

一方で、民主化をめぐり一部慎重論もあり、制裁解除ではなく、1 年間の停止として、今後の動向を見極めることとした。外相理事会は声明で、EU はミャンマーの動向を注視しているとし、ミャンマー政府に対し、さらなる政治犯の釈放、少数民族問題の解決など、民主化の一層の進展を求める姿勢をみせている。

2. 復活が期待されるミャンマー縫製業

EU の制裁停止により、ミャンマーの縫製業の復活が期待されている。ミャンマー衣類製造業者協会によると、EU や米国の制裁により、ミャンマーの縫製業では、この 10 年間に約 8 万人の職が失われた。しかしながら、今回の EU の停止措置で、この 1 年間だけで約 2 万 5 千人の雇用創出が見込まれるとしている。

縫製業復活に関しては、EU がミャンマーに対し、一般特恵関税を再度認めるか否かが大きな鍵となる。一般特恵関税制度（GSP: Generalized System of Preferences）は、開発途上国の貧困対策として、輸出拡大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の産品、一般の関税率よりも低い税率を適用する制度である。EU は制裁に当たって、ミャンマーへの特恵関税適用を廃止している。欧州議会は EU 理事会に対し、制裁の停止とともに、ミャンマーに対する一般特恵

関税を認めること（但し ILO の労働条件モニターで基準をクリアすることが条件）で、同国の貧困対策を助けるとともに、当該 EU 措置のメリットがミャンマー国民に広く確実に裨益する形で実施されることを求めている。EU の衣類を関税率は 12% と高い。特惠関税が認められると、関税はゼロとなる。LDC 特惠なので、原産地規則は 1 工程基準と有利である。

ミャンマーの魅力はその労働コストの安さにある。SAFSA(ソース・アセアン・フル・サービス・アライアンス)によると、ミャンマーの賃金は日額 1.1 ドルで、ベトナムの 2.48 ドル、インドネシアの 4.99 ドル、フィリピンの 7.13 ドル、タイの 9.84 ドル、マレーシアの 17.62 ドルを遙かに下回っている。また 6,000 万人（実際は 8,000 万人という説も）という巨大な人口も魅力である。タイ政府は縫製業者にミャンマーへの投資を推奨しているという。最近の報道では、タイの縫製メーカーの 10 社以上が既にミャンマーに進出し、今後、少なくとも 6 社の大手縫製メーカーがミャンマーへの工場移転を計画している。これにより約 3,000 人の雇用創出が見込まれているという。

3. 慎重な見方も

復活が期待されるミャンマーの縫製業であるが、慎重な見方も多い。その理由としては、今回の EU の措置が解除ではなく停止であることがあげられている。

また、米国の制裁解除にはまだまだ時間がかかりそうなことがある。米国は 2003 年に人権問題等を理由に、ミャンマー製品の全面的な輸入禁止を含む、厳しい経済制裁を課した。

表 1 ミャンマーの主要仕向地別衣料輸出（シェア）

	(%)					
	EU15	日本	韓国	米国	その他	世界
1997	49.6	0.6	0.0	44.9	4.9	100.0
2000	37.0	0.6	0.1	54.1	8.2	100.0
2005	75.8	16.8	2.4	0.0	5.0	100.0
2010	35.7	37.5	25.3	0.0	1.5	100.0

（出所）繊維トレンド（東レ経営研究所）

原出所は World Trade Atlas

2000 年当時、ミャンマーの縫製輸出の過半は米国向けであり、米国向けの輸出がなくなったため、ミャンマーの衣類輸出は 2001 年の 8 億

ドルをピークに、2005年には3億ドルに激減した。

米国政府はミャンマーの民主化を評価し、このほど一部制裁を緩和を
発表したものの、今後も人権尊重と政治犯の無条件釈放を求めていくと
している。2015年のミャンマーの総選挙までは、米国は制裁を解除し
ないという憶測もある。

このため、輸出の過半を占めていた米国向けの輸出が再開されない限
り、ミャンマーの縫製業の本格的な復活は難しいと見る向きもある。

さらには、ビジネス環境、インフラ整備などの課題も指摘されている。
アジア経済研究所の工藤氏は「繊維トレンド」（2011年9・10月号）
で、ミャンマー縫製業の課題として4点をあげている。第1に、縫製工
場の品質管理、生産技術の向上、第2に、ドル建賃金の上昇（表2参照）
と労働者不足への対策、第3に、電力の安定供給。第4に、輸出税など
輸出に対する不利な措置の撤廃である。

表2 ミャンマー縫製労働者の賃金（概算）

	月給	為替レート	物価	実質賃金	賃金
	チャット	チャット/ドル	2004=1.0	チャット	ドル
2004	17,800	1,000	1.0	17,800	18
2011	50,000	7,800	2.7	18,519	64
上昇率	2.8倍	22%増価	2.7倍	4.0%	3.6倍

（出所）繊維トレンド（東レ経営研究所）

ちなみに、日本のミャンマーからの繊維品輸入は、2000年の6億円
から2011年は276億円に増加。繊維製品輸入に占める同国の割合は
0.02%から0.8%に拡大している。ミャンマーはLDC特恵措置の対象と
なっており、日本への輸入に対する関税はゼロである。

以 上